

改正

平成29年8月30日告示第161号

那須塩原市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市における空き家を有効活用し、定住の促進並びに地域の活性維持及び増進を図るために実施する空き家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人の居住を目的として建築され、現に居住していない建物（近く居住しなくなる予定のものを含む。）及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権者又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 定住 市の住民基本台帳に登録され、かつ、継続して居住することをいう。
- (4) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から受けた情報を登録し、市内への定住を目的として空き家の利用を希望する者に対し、情報の提供を行う制度をいう。
- (5) 暴力団関係者 那須塩原市暴力団排除条例（平成24年那須塩原市条例第3号）第2条第4号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する密接関係者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外の方法による空き家の取引を妨げるものではない。

(協定の締結)

第4条 市長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部（以下「協会等」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 空き家の売買又は賃貸借に係る契約交渉の媒介
- (2) 媒介を行う業者の選定
- (3) 空き家の所有者等から空き家バンクへの登録の申請があった空き家の登録に必要な調査の共同実施

(空き家の登録申請)

第5条 空き家バンクに空き家を登録しようとする所有者等（以下「登録申請者」という。）は、空き家バンク登録申請書（様式第1号）、同意書（様式第2号）及び空き家バンク登録カード（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合には、協会等に対し登録に必要な調査を依頼し、その内容を確認の上、適当と認めるときは、当該空き家を空き家バンク登録データベース（以下「空き家データベース」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 賃貸を目的として建築されたもの
- (2) 主として不動産業を営む者が所有するもの
- (3) 所有者等が暴力団関係者であるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第4号）により、当該登録申請者に通知するものとする。

（空き家バンクの利用登録要件）

第6条 空き家バンクに登録されている空き家を利用することができる者は、暴力団関係者に該当しない者であって、次の各号のいずれかの要件を満たしているものとする。

- (1) 空き家に定住し、地域のルールを遵守して生活できる者
- (2) その他市長が適当と認める者

（空き家バンクの利用登録申請）

第7条 空き家バンクに登録されている空き家を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、空き家バンク利用登録申請書（様式第5号）及び空き家バンク利用者カード（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合には、その内容を確認し、適当と認めるときは、当該利用申請者を空き家バンク利用希望者登録データベース（以下「空き家利用希望者データベース」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク利用希望者登録完了通知書（様式第7号）により、当該利用申請者に通知するものとする。

（登録事項変更の届出）

第8条 第5条第2項の規定による登録を受けた者（以下「空き家登録者」という。）及び前条第2項の規定による登録を受けた者（以下「空き家利用希望登録者」という。）は、登録事項に変

更があったとき、又は登録された情報を取り消すときは、空き家バンク登録事項変更（取消）届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第9条 市長は、空き家登録者又は空き家利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに、空き家バンク登録取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- （1） 前条に規定する登録の取消しの届出があったとき。
- （2） 偽りその他不正の行為により登録を受けたとき。
- （3） 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- （4） 登録した日から起算して2年を経過したとき。
- （5） その他市長が適当でないと認めるとき。

（登録の期間及び再登録）

第10条 空き家登録者及び空き家利用希望登録者の登録期間は登録を完了した日から2年間とし、再登録を希望する者は第5条又は第7条に規定する登録申請を行うものとする。

（情報提供等）

第11条 市長は、空き家データベースに登録された空き家の物件番号、所在地、構造、面積、建築時期、利用状況、写真等の情報について、市のホームページへの掲載及び空き家データベースの閲覧により情報の提供を行うものとする。ただし、空き家登録者が希望しない事項については、この限りでない。

2 市長は、空き家に係る当事者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、一切の責任を負わないものとする。

（契約成立の届出）

第12条 空き家データベースに登録された空き家の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、空き家登録者及び空き家利用希望登録者は、空き家バンク成約報告届（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、空き家バンクについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年3月7日から施行する。

附 則（平成29年8月30日告示第161号）

この告示は、平成29年8月30日から施行する。